

二三鹿世庶第一四八號

昭和二十三年八月二十四日 鹿兒島縣民生部世話課長

復員局復員業務部長 殿

北部南四諸島（大島）への遺骨遺品傳達について

七月十七日二三鹿世庶第一二六號による首題の件に就いては同地の軍政部では解決出来ないので別紙寫の通り連絡調整中央事務局長に依頼して居るが細部は不明であるから之が早期解決の爲の御援助並に細部の指示を願ひ度い

註1 鹿兒島地區軍政部は「日本政府を通じて中央と交渉せよ」と

2 佐世保は「中央（總司令部）の正式許可が必要である」と

3 昭二二、四、九一復一〇一六號「沖繩へ還送する遺骨遺留品の準備に就いて」は熊本縣世話課より最近承知している